

● 過重労働からの健康障害を防ぐための指針

- [はじめに](#)
- [目的](#)
- [方法](#)
- [参考](#)

[↑TOP](#)

【はじめに】

2019年4月、働き方改革の一環として労働安全衛生規則が改正されました。これを受けて、信州大学総合健康安全センター(以下、「総合健康安全センター」という。)では、長時間労働など過重労働からの健康障害を防ぐための面談指導等の指針の改訂を行いました。今後、教職員の皆様の健康を守るために役立たせていきたいと考えています。

[↑TOP](#)

【目的】

指針は、「過労死」や「過労自殺」等の未然防止、早期発見・早期対処が目的です。具体的には、面談指導によって脳・心臓疾患やメンタルヘルス不調などの疾患の発生の未然防止や早期発見・早期治療を行うことです。

[↑TOP](#)

【方法】

対象者に対して医師(産業医)が面談を行います。

一、対象者

対象者

対象者は裁量労働制の適用を受ける教員(国立大学法人信州大学非常勤職員就業規則(平成16年国立大学法人信州大学規則第3号)第3条に定める非常勤職員を含む。以下同じ)等の者と裁量労働制以外の者で基準が異なります。

裁量労働制の者

1ヶ月の標準勤務時間(※1)に対して、就労時間(※2)が

1. 100時間を超える者

⇒総合健康安全センターより通知を行いますので、産業医面談を受けてください。

2. 80時間を超え、100時間以下の者

⇒80時間の超過が3ヵ月連続となった時点で、総合健康安全センターより通知を行います。面談の希望がありましたら、保健師に申し出てください。

上記に該当しない者であっても、面談を希望する場合には、勤務時間記録書の下欄の「健康確保措置について産業医との面談を希望します。」に○印を付して提出するか、総合健康安全センター又は各事業場の保健師に申し出てください。

※1 その月の日数から日曜日及び専門業務型裁量労働制に関する協定書第5条に定める「裁量日」を除いた日数に、7時間45分を乗じて得た数値。

※2 「就労時間」とは、「実際の勤務時間＋兼業時間(兼業先までの往復の移動時間を含む)＋自主的な研究時間」を指します。

裁量労働制以外の者

1ヶ月の時間外・休日労働が、60時間を超える者

⇒超過が3ヵ月連続となった時点で、総合健康安全センターよりメールによる通知を行います。面談の希望がありましたら、保健師に申し出てください。

上記に該当しない者であっても、面談を希望する場合には、総合健康安全センター又は各事業場の保健師に申し出てください。

面談の申し出は、月曜日から金曜日(休日を除く)の8:30～17:00に総合健康安全センター又は各事業場の保健師に申し出てください。面談の調整を行います。

二、面談方法

1. 事前に、チェックシートによる質問調査を各自で実施してください。

2. 各事業場担当の産業医と面談します。チェックシート結果をお持ちください。もし実施していなければ、面談時に実施します。

3. 面談後は、状況に応じた必要な措置を取らせていただきます。

なお、産業医面談の日程の調整が見つからない場合には、Google アプリケーションのMeetを用いた、統括産業医による遠隔面談を行うこととします。面談時間は事前にメールで総合健康安全センター又は各事業場の保健師が調整します。

三、事後措置

1. 面談、事後措置については、総合健康安全センターで記録として残しますが、個人情報・プライバシーは厳守します。

2. 面談指導の概要については、各事業場の安全衛生委員会で報告することが法的に義務づけられていますが、教職員個人が特定されないように配慮します。

事業場名	学内内線電話	外線直通電話
総合健康安全センター(松本キャンパス事業場)	811-2305	0263-37-2157
長野(教育)キャンパス事業場	831-4055	026-238-4055
長野(工学)キャンパス事業場	821-5077	026-269-5077
伊那キャンパス事業場	851-2229	0265-77-1312
上田キャンパス事業場	841-5312	0268-21-5312